

田辺周辺広域市町村圏組合一般廃棄物処理施設
第1回用地選定検討委員会
会議録（概要版）

【日時】令和6年10月11日（金） 午前9時30分～午前11時30分

【場所】西牟婁総合庁舎4階 大会議室

【出席者】

（委員）

学識経験者 吉田登、櫻井祥之、八楯浩、土永知子

住民代表 野村悠一郎、田中晴好、田中利典、瀧本美奈

（オブザーバー）

構成市町廃棄物担当課長 井澗伴好、前田善伸、榎本崇広、三浦誠、南典和

（事務局）

田辺周辺広域市町村圏組合 清水局長、古久保主任、孫本主査

（技術支援業務受託者）

パシフィックコンサルタンツ株式会社 4人

【欠席者】

（委員）住民代表 來栖末美

【内容】

1. 開会
 2. 委員委嘱
 3. 管理者挨拶
 4. 自己紹介
 5. 用地選定検討委員会設置条例について 資料 1
 6. 用地選定検討委員会公開基準について 資料 2
 7. 用地選定検討委員会傍聴基準について 資料 3
 8. 委員長・副委員長の選出について
 9. 委員長挨拶
 10. 諮問
 11. 用地選定方針について 資料 4
 12. 委員会スケジュールについて 資料 5
- 休憩
13. 基本構想の検証について
 14. 第 2 回委員会の開催方法について
 15. 連絡事項
 16. 閉会

1. 開会

- ・事務局から委員会設置条例第6条第2項の規定による「半数以上の委員の出席」があり会議が成立している旨を報告し、開会宣言を行った。

2. 委員委嘱

- ・真砂管理者より、各委員へ委嘱状の交付を行った。

3. 管理者挨拶

- ・委員就任のお礼
- ・一般廃棄物処理施設は地域の皆様方のご理解がいただけないと建設できないため、透明性を確保した上で公正かつ客観的な基準により、施設の立地に適した整備用地を選定いただきたい。

4. 自己紹介

- ・委員、オブザーバー、事務局の順に自己紹介を行った。

5. 用地選定検討委員会設置条例について

- ・事務局より用地選定検討委員会設置条例の説明を行った。
(設置条例については、当組合8月議会においてすでに可決済)

6. 用地選定検討委員会公開基準について

- ・事務局より、用地選定検討委員会公開基準について説明し、委員会において承認された。

7. 用地選定検討委員会傍聴基準について

- ・事務局より、用地選定検討委員会傍聴基準について説明し、委員会において承認された。

8. 委員長・副委員長の選出

- ・用地選定検討委員会設置条例 第5条において「委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める」こととしている。
- ・事務局より委員の選出方法について、委員会に諮ったところ、事務局一任の声があった。このため、委員長には吉田委員、副委員長には八鍬委員を事務局案として提案し、委員会において承認された。

9. 委員長挨拶

- ・吉田委員長より、委員長就任の挨拶。

10. 諮問

- ・真砂管理者が諮問書を朗読し、吉田委員長へ諮問書が交付された。
- ・各委員及びオブザーバーに諮問書の写しを配布。

11. 用地選定方針について

- 委員長 : 施設整備基本構想において、敷地面積は 2.0～2.5ha と幅を持たせている理由は何か。
- 事務局 : 建物等の面積に加えて、構内道路や工場立地法に基づく環境施設・緑地を想定し、敷地面積を設定している。なお、現時点では未定である可燃物処理施設の処理方式（ストーカ方式、流動床方式及びガス化溶融方式）や地域住民の意見を踏まえた施設の仕様等により必要な面積が異なるため、敷地面積に幅を持たせている。

12. 委員会スケジュールについて

- 事務局 : 各回の最後に、次回委員会の公開・非公開を検討していただく予定である。
- 委員長 : 委員が公開・非公開の是非を判断するために、次回委員会の議題案もあわせて示すこと。

13. 基本構想の検証について

事務局より、基本構想 1 章から 3 章の説明をおこなう。

- 委員長 : 昨今の廃棄物処理施設では環境性、経済性も重視され、他の施設では小中学生を対象とした環境教育機能を持たせることがある。本事業における施設整備の基本方針においても考慮されているか。
- 事務局 : 用地選定後の施設整備基本計画作成等において、見学や環境教育の仕様について、地域住民との協議も踏まえて検討する予定である。
- 委員 : リサイクル施設で受け入れる資源物のうち、各市町で処理が必要なものについて詳細に教えてもらいたい。
- 事務局 : 新施設では可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、プラスチック類、及び缶類、金属類、ビン類などの資源物の直接持込分を受入対象としている。なお、資源物については施設内で保管のみ行い、各市町により引取りに来ることを想定している。
- 委員長 : 資源物の収集場所は各市町に設ける想定であるか。
- 事務局 : その予定である。
- 委員 : 施設内には、各市町の資源物の保管スペースが設けられるのか。
- 事務局 : 敷地面積では各市町の保管スペース設置を想定している。
- 委員 : 各市町における既存施設の耐用年数は何年程度であるか。
- 事務局 : 田辺市は平成 29 年、白浜町は平成 27 年にそれぞれ基幹的設備改良工事を実施しており、同工事後の約 15 年間は安定稼働可能である。また、その後も修繕を行い延命化可能である。

- 委員長 : 田辺市ごみ処理場ではエネルギー回収は実施されているか。
- ワグザバー : 田辺市ごみ処理場では現在、熱回収・発電はしていない。かつては温水回収していたが、熱回収効率や運転費用面から、基幹的設備改良工事時に廃止した。
- 委員長 : 経済性を考慮すると、小規模な施設が散り散りにあると非効率であるため、集約化することで発電が可能になるメリットがある。
- 委員長 : 施設規模の算定において将来人口の推計がベースになる。人口推計には、基本構想でも採用された各市町の人口ビジョン等の他、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」とする。）が公表している推計を使用する場合もある。一般的に、社人研は施策を考慮されていないため、人口ビジョン等の方が多人口推計になる傾向にある。用地選定には直接関係しない内容ではあるが、今後の施設規模検討においても社人研ではなく人口ビジョン等を採用することになるか。
- 事務局 : 今後の検討において採用する人口推計は、現時点では決定していない。
- 委員長 : 基本構想における施設規模の算定では災害廃棄物処理余力は含めないとのことであるが、災害廃棄物の受入・処理は想定されているか。他事例では風水害による災害廃棄物は施設で処理し、大規模災害時には仮設の処理施設を設けられる場合がある。
- 事務局 : 災害の規模により災害廃棄物発生量に幅があり、あらゆる災害も想定すると、施設規模が過大になる。風水害による災害廃棄物は処理するが、大規模災害においては県内、国、及び民間企業との協力のもと処理することが想定される。
- 委員長 : 施設規模において災害廃棄物の処理余力は見込んでいないが、災害廃棄物を一切受け入れないわけではない、ということか。
- ワグザバー : 国の通知では一定の災害廃棄物処理余力を設けることが許容されている。基本構想では圏域内のごみにおける処理対象量で施設規模を計算しているが、基本計画以降では、交付金が交付される範囲内において災害廃棄物処理余力の設定を検討していきたい。
- 副委員長 : 以前は任意で災害廃棄物処理余力を設けて交付金申請していた。最近になり、災害廃棄物処理余力は処理量の10%を上限とする制限が設けられ、それ以上の処理余力に係る建設費は各市町の負担になる。
処理余力について、人口減少による処理余力分で災害廃棄物を処理する考え方とする都市もある。また、蒸気タービン発電は、処理量が下がることで発電効率の低下につながるため基幹的設備改良工事で発電機を更新することもある。これらのことから、人口減少による処理余力についても検討する必要があると思われる。
災害廃棄物処理においては、広域的な連携なども必要と思われるが、まずは災害廃棄物の仮置場を想定する必要があると思われる。
- 委員長 : 基本構想第4章以降の検証は、次回の委員会で審議する。

14. 第2回委員会の開催方法について

事務局 : 第2回委員会は、令和6年11月11日(月) 9時30分～ 西牟婁総合庁舎4階大会議室で実施する。議題は基本構想検証の続きとする。公開・非公開については、非公開の基準に該当しないと考えるため、公開とする。

委員一同 : 異議なし。

15. 連絡事項

・特になし。

16. 閉会

委員長から閉会を宣言する。